

第24号

社会福祉事業経営者と事務担当者みなさまへ

平成30年3月27日発行

ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業の略称です【Kawasakisishakyo Shakaifukushihoujin Keieikaizensienjigyo】

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
福祉部 施設・団体事業推進課内
社会福祉法人経営改善支援事業担当

電話 044-739-8722 (相談専用)

F A X 044-739-8737

E-mail keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp

H P <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。

経営相談

社会福祉事業者の経営知識・法人運営に関する相談を受け付けております。

無料

経営改善支援事業とは？

【相談方法】

- ①悩みがあったらご連絡ください(メール・電話・FAX ご都合のよい方法で)
- ②市社協で相談受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

連絡先

- 上記電話番号・FAX 又は [E-mail](mailto:keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp) にてご連絡ください。



川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉事業者が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人をサポートいたします。

※相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っております。

事業案内チラシはこちらをクリック

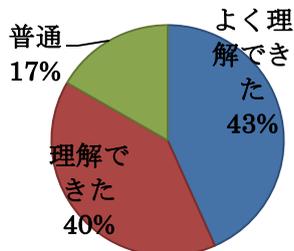
研修会報告～経理担当者向け1日研修～

平成30年3月5日(月)川崎市総合福祉センター研修室にて、経理担当者向けの1日研修「決算に向けての準備と理解」を開催いたしました。

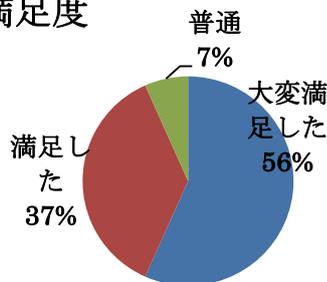
法人(施設)の経理を担当する職員等35名(24法人)の参加がありました。参加者からは、「昨年も参加したが更に理解を深められた」「また受講したい」「目からウロコだった」等好評をいただきました。

また、次年度以降労務管理などの研修も検討しており、参加者アンケートの一部を下記に掲載しております。今後も、法人(施設)対象に、皆様の役に立つ研修を企画してまいります。

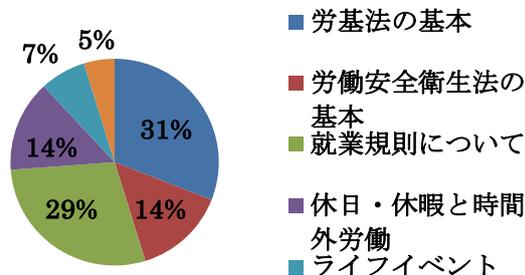
研修会(理解度)



満足度



今後希望するテーマ(労務関係)



トピックス! 社会福祉法人の「地域における公益的取組」について

厚生労働省は、平成30年1月23日に標記の件につき、運用の見直しを図る改正通知を発出しました。これは、間接的に社会福祉の向上に資する取組も要件として該当する考えを示しています。詳しくは、厚生労働省のホームページでご確認下さい。



厚労省 社援基発0123第1号 で検索!

相談担当専門家からの

あるある相談コーナー【第 16 回目】



文書：松本 和也氏（株式会社福祉総研代表取締役）

～ 社会福祉充実残額の計算の改正点（今年変わったこと） ～

みなさん、こんにちは。さて間もなく、改正社会福祉法（以下「新法」と言います。）が完全施行されて初めての決算処理をむかえる時期となってまいりました。社会福祉充実残額（以下「残額」と言います。）と社会福祉充実計画（以下「計画」と言います。）につきましては、本コーナーの第 12 回でその考え方について説明しました。

計画は残額が生じた法人のみが作成する必要があるのが現状です。ただ、“残額が生じない”という結論はいったん計算してみなければ判明しないので、全ての法人様において毎年度、残額の計算を行う事が求められています。

この残額、計画に関する規定は、新法施行時に定められたものですが、施行後 1 年が経過した今、いくつかの改正や整理が行われていますので、そのことについてご説明しようと考えました。

(1) 現在厚労省 HP に掲載されている残額・計画関係の情報と改正内容

本稿執筆時点（平成 30 年 3 月 7 日）で厚生労働省 HP の「社会福祉制度改革について」のページに掲載されている残額・計画関係の情報は、次のものです。

平成 30 年 1 月時点

○社会福祉充実残額算定シート [Excel 版] ≪平成 30 年度版（案）≫

平成 29 年 1 月 24 日発出通知

- 社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について
- 【参考】社会福祉充実計画の承認等に係る各種様式
- 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

平成 30 年 1 月 23 日発出通知・事務連絡

- 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等についての一部改正について
- 「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A (vol. 3)」について

平成 29 年 1 月 24 日発出の「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」には、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」と言います。）が定められており、実際の残額の算出にあたってはこの事務処理基準の記載にしたがって計算を行います。

そして同日発出の「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等については、残額算出過程で必要となる「建設工事費デフレーターによる上昇率」や「自己資金比率」等について定めたものであり、本年 1 月 23 日発出の改正通知では「建設工事費デフレーターによる上昇率」の一覧表が改正されています。今年度決算時に残額を算出する際には、改正後の数値を適用する必要がありますので、注意が必要です。

また Q & A の vol. 3 については、施行 1 年で寄せられた様々な疑義に対する見解が追加記載されていますので、こちらも内容を確認することが大切です。

(2) 「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」の明確化

残額を算出する際には、「活用可能な財産の額」から「控除対象財産の額」を控除する計算を行います。控除対象財産には「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」「再取得に必要な財産」「必要な運転資金」の3つが計算されます（詳細は第12回をご参照ください）。

このうち、「再取得に必要な財産」と「必要な運転資金」の合計額が、年間事業活動支出計（法人単位資金収支計算書の(2)）より小さい場合には、年間事業活動支出計の額を最低額として保証することとされています。vol. 2までのQ & Aではこの点について判断に困るような記述がありましたが、vol. 3では明確な記述に変更されました。

「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol. 3)」について

問 37 「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」については、「再取得に必要な財産」と「必要な運転資金」の合計額が法人全体の年間事業活動支出を下回る場合は、施設・事業所の経営の有無に関わらず、これに該当する全ての法人がその適用を受けられるものと考えて良いのか。

【事務処理基準3の(7)関係】

(答) 1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。

この結果、活用可能な財産の額が年間事業活動支出計より小さい場合（下記の場合）には、その時点で残額が生じないことが明確になりました。

活用可能な財産の額

法人全体貸借対照表の

「その他の積立金」 + 「次期繰越活動増減差額」

<

年間事業活動支出計の額

法人単位資金収支計算書の

「事業活動支出計」(2)

このことが、前出のQ & Aには次のように記載されています。

「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol. 3)」について

問 40 「活用可能な財産」の額が、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のいずれかを下回る場合、その他の計算を省略して良いか。

(答) 1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。

2. なお、この場合、社会福祉充実残額算定シートの記入に当たっては、「活用可能な財産」の欄が記載された上で、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のうちの一部の計算結果が記載され、これらと比較した結果、明らかに「活用可能な財産」の額が下回っていることが判別できるようになっていることが必要である。

(3) 「社会福祉充実計画用財産」の新設

計画を実行していく過程で、計画の用に供する目的で取得した土地等の不動産が、数年後まで事業の用に供されることなく保有されることがあります。このような場合、これまでの残額算出の考え方からすると、実際に事業の用には供されていないことから、控除対象財産に含めることができないケースが見られました。このような不合理をなくすため、「社会福祉充実計画用財産」の考え方が新設されました。

このことについて、Q & Aには次のような記載があります。

「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol. 3)」について

問 14 社会福祉充実計画において、平成 29 年度に土地を購入し、平成 32 年度に当該土地に建物を建設して事業を開始する場合、平成 30 年度において当該土地を控除対象財産として良いか。

- (答) 1. 社会福祉充実計画に基づき、新たに取得した土地を控除対象財産として取り扱った場合、当該計画の実施期間中にもかかわらず、社会福祉充実残額がマイナスとなり、計画の終了に至ってしまうようなケースが出てくることなどが想定される。
2. よって、このような事態を回避するため、社会福祉充実計画に基づき新たに取得した土地及び建物（建設中のため建設仮勘定に計上している場合を含む。）に限っては、これらを控除対象財産とはせず、財産目録上、「社会福祉充実計画用財産」として別個に管理した上、当該土地等を取得した年度の次年度から計画を終了するまでの間、社会福祉充実財産の算定の際に、社会福祉充実残額から、当該貸借対照表価額を差し引くことができるものとする。

(4) 社会福祉充実計画の内容判定に関する例示

計画は、公認会計士や税理士などの会計専門家の確認・承認、評議員会の承認のほか、所轄庁の承認が必要です。最終的に所轄庁が計画を承認するにあたり、次のような記述がQ & Aにあります。

「社会福祉充実計画の承認等に関するQ & A (vol. 3)」について

問 55 社会福祉充実計画の承認に当たって、判断が難しい事例がある。当該事例ごとにその適否を示されたい。

- (答) 1. 社会福祉充実計画の承認に当たって、次表のような判断が難しい事例については、その適否をそれぞれ掲げるとおり判断すべきと考える。(以下表略)

このQ & Aの答えでは、具体的な事例を挙げてその可否についての見解を述べています。この詳細を記すためには紙幅が足りないためここでは割愛しますので、詳細はQ & Aを確認してください。

例えば一例を挙げますと、「倉庫の建替え」という計画を作成した場合には、「倉庫の建替に併せて、災害時用の備蓄品の備蓄を行うなど、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。」となっています。また、「将来的に事業を実施するための不動産取得」という計画に対しては、「計画実施期間中において、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないことから、不可。(計画実施期間中に、不動産取得に加え、事業の開始までが予定されていれば可。)」とされています。

このように、計画として承認されるための絶対必要条件として、「利用者等のサービス向上のための具体的な計画が含まれていること」が求められていることがわかります。ですから、例示されている計画例以外のものの可否を判断する場合にも、この点を勘案していただければ自ずと答えは導き出されるはずです。

新法が完全施行されて間もなく1年、この間にもいろいろなことがありました。一方で、新しい制度が施行されて定着するまでには必ず通らなければならない1年であったとも言えます。これからも様々な考え方の整理が行われることと思いますが、これらのことを考えるときに大切なことは、法や制度の本来の主旨や理念を踏み外さないことです。いつもそういった視点を持つことが、一番大切なことではないでしょうか。

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。また、情報誌や事業に関してご意見やご感想がございましたら下記連絡先までご連絡ください。